

亀山市水道事業布設工事監督者の資格等を定める条例の一部改正について

1. 水道法等の改正

(1) 改正（施行）時期

水道法	令和5年5月26日改正（令和6年4月1日施行）
水道法施行令	令和6年3月29日改正
水道法施行規則	（令和6年4月1日施行、一部の規定は令和7年4月1日施行）

(2) 改正内容

水道整備・管理行政の機能強化を目的に次の改正が行われました。

ア 水道整備・管理行政の移管に伴う改正（水道法）

① 水道に関する水質又は衛生に関する事務	厚生労働大臣 → 「環境大臣」
② 水道に関する①の事務以外の事務	厚生労働大臣 → 「国土交通大臣」

イ 布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件の見直しに係る改正（施行令及び施行規則）

水道整備・管理行政に携わる職員数の減少に伴い、布設工事監督者や水道技術管理者の確保をすることを目的に、学歴及び学科要件における「土木工学科（土木科）」以外の課程の追加や、技術上の実務経験年数の見直し等が行われました。

2. 条例の改正内容

(1) 条例第3条 布設工事監督者※1の資格要件（水道法施行令第5条を参酌）

※1 布設工事監督者とは、本条例第2条で定める「水道の布設工事」の施行に関する技術上の監督業務を行う者をいいます。

【改正前】

分類			技術上の 実務経験
大学卒業 〈短期大学を除く〉 ()内は、大学院にて 衛生工学又は水道工学を 1年以上専攻した場合	土木工学科 又はこれに相当す る課程	衛生工学又は 水道工学を専攻	2年以上 (1年以上)
		上記以外を専攻	3年以上 (2年以上)
短期大学卒業 高等専門学校卒業 専門職大学前期課程修了	土木科又はこれに相当する課程		5年以上
高等学校卒業 中等教育学校卒業	土木科又はこれに相当する課程		7年以上
実務経験のみ			10年以上
外国の学校において、上記に相当する課程又は学科目を修得した場合、それぞ れに規定する最低経験年数以上			
技術士（上下水道部門 2次試験合格）	上水道及び工業用水道を選択		1年以上

【改正後】

分類		技術上の 実務経験
大学卒業 〈短期大学を除く〉 ()内は、大学院にて 衛生工学又は水道工学を 1年以上専攻した場合	土木工学科 又はこれに相当する課程	1年半以上 (1年以上)
	機械工学科・電気工学科 又はこれらに相当する課程	2年以上 (1年半以上)
短期大学卒業 高等専門学校卒業 専門職大学前期課程修了	土木科 又はこれに相当する課程	2年半以上
	機械科・電気科 又はこれらに相当する課程	3年以上
高等学校卒業 中等教育学校卒業	土木科 又はこれに相当する課程	3年半以上
	機械科・電気科 又はこれらに相当する課程	4年以上
実務経験のみ		5年以上
外国の学校において、上記に相当する課程を修得した場合、それぞれに規定する最低経験年数以上		
技術士（上下水道部門 2次試験合格）	上水道及び工業用水道を選択	半年以上
土木施工管理に係る1級の技術検定合格者		1年半以上

(2) 条例第4条 水道技術管理者※2の資格要件（水道法施行令第7条を参酌）

※2 水道技術管理者とは、水道法第19条第1項に基づき水道事業が1人置く、水道の管理についての技術上の業務（水道施設が施設基準に適合しているかの検査、水質検査、衛生上の措置、給水の停止等）を監督する者をいいます。

【改正前】

分類		技術上の 実務経験
布設工事監督者の資格を有する者（簡易水道を除く）		不要
大学卒業 〈短期大学を除く〉	土木以外の工学、理学、農学、 医学、薬学	4年以上
	工学、理学、農学、医学、薬学 以外	5年以上
短期大学卒業 高等専門学校卒業 専門職大学前期課程修了	土木以外の工学、理学、農学、 医学、薬学	6年以上
	工学、理学、農学、医学、薬学 以外	7年以上
高等学校卒業 中等教育学校卒業	土木以外の工学、理学、農学、 医学、薬学	8年以上
	工学、理学、農学、医学、薬学 以外	9年以上
実務経験のみ		10年以上
外国の学校において、上記に相当する学科目を修得した場合、それぞれに規定する最低経過年数以上		
厚生労働大臣の登録を受けたもの（日本水道協会）が行う登録講習の課程を修了		不要

【改正後】

分類		技術上の 実務経験
大学卒業 〈短期大学を除く〉	土木工学科若しくは土木科 又はこれらに相当する課程	1年半以上
	工学、理学、農学、医学、薬学 又はこれらに相当する課程	2年以上
	工学、理学、農学、医学、薬学以外	2年半以上
短期大学卒業 高等専門学校卒業 専門職大学前期課程修了	土木工学科若しくは土木科 又はこれらに相当する課程	2年半以上
	工学、理学、農学、医学、薬学 又はこれらに相当する課程	3年以上
	工学、理学、農学、医学、薬学以外	3年半以上
高等学校卒業 中等教育学校卒業	土木工学科若しくは土木科 又はこれらに相当する課程	3年半以上
	工学、理学、農学、医学、薬学 又はこれらに相当する課程	4年以上
	工学、理学、農学、医学、薬学以外	4年半以上
実務経験のみ		5年以上
外国の学校において、上記に相当する課程を修得した場合、それぞれに規定する最低経過年数以上		
国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けたもの（日本水道協会）が行う登録講習の課程を修了		不要
技術士（上下水道部門 2次試験合格）	上水道及び工業用水道を選択	半年以上
土木施工管理に係る1級の技術検定合格者		1年半以上